

5月23日から

盛り土などには許可が必要です



令和3年7月に静岡県熱海市で発生した大規模な土石流災害を受け、危険な盛り土など※1を規制するため、「盛土規制法※2」が施行されました。

県は、5月23日に県内全域（仙台市を除く※3）を規制区域に指定し、盛土規制法の運用を開始します。

規制区域内で盛り土などを行う場合は、事前の許可が必要になりますので、該当する事業者の方などにはご注意事項です。また、県民の皆さんは、不法・危険な盛り土を発見した場合は、建築宅地課または最寄りの土木事務所まで情報提供をお願いします。

※1 一定規模以上の盛り土や切り土、土砂の仮置きのこと

※2 正式名称は「宅地造成及び特定盛土等規制法」

※3 仙台市内は仙台市が指定

規制区域のイメージ

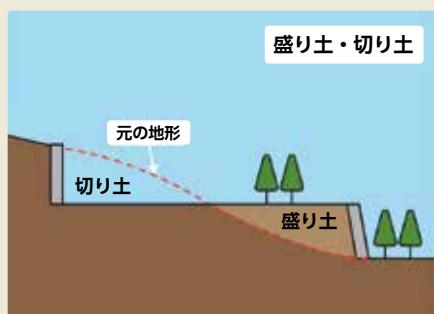
宅地造成等工事規制区域
市街地や集落など、盛り土などが行われれば、人家などに危害を及ぼしうるエリア

特定盛土等規制区域
市街地や集落などから離れているものの、地形条件などから盛り土などが行われれば、人家などに危害を及ぼしうるエリアなど



盛り土などを行う場合は事前の許可が必要

許可が必要な盛り土など



許可が必要な盛り土などの規模は、規制区域やケースによって異なります。詳しくは、下記の窓口にお問い合わせください。

- 許可申請窓口**
- **建築宅地課**
 - ・1万平方メートル以上
 - ・市街化調整区域内
 - **各土木事務所**
 - ・1万平方メートル未満
 - ・市街化調整区域外

※仙台市を除く

注意

無許可で盛り土などを行った場合は、罰則の対象になります。

- 最大で懲役3年以下・罰金1千万円以下
- 法人に対しては最大3億円以下

土地所有者などに盛り土などを安全に保つ責務が発生

土地所有者などには、規制区域内で盛り土などが行われた土地を安全に保つ責務があります。過去に行われた盛り土なども含め、災害の発生の恐れが大きいと認められる場合は、土地所有者などに是正命令が行われます。

注意

危険な盛り土などを撤去する場合、数億円の費用を要する場合があります。

貸した土地に危険な盛り土をされる事例も発生しているんだって！



土を盛るのが好きなモグラの子
モリオくん



詳しくはホームページをご覧ください

土を盛るのが好きなモグラの子 キリコちゃん

ホームページはこちら



問 建築宅地課 ☎022(211)3244